

遺言無効確認等、貸金返還、建物収去土地明渡等請求事件について

事 案 の 概 要

本件は、被相続人の遺言において上告人が相続することとされた遺産に関する以下の事件が併合審理されている事案である（ただし、最高裁における審判対象でない請求を除く。）。

◇ 第1事件は、遺留分減殺請求（改正前民法1031条）等により上記遺産について共有持分等を取得したと主張する被上告人らの一部が、上告人に対し、上記遺産を構成する土地についての移転登記手続を求めるとともに、上記遺産を構成する株式についての準共有持分の確認を求める事案である。

◇ 第2事件は、上告人が、被上告人らの一部に対し、上記遺産を構成する貸金債権の未返済額及びその遅延損害金の支払を求める事案である。

◇ 第3事件は、上告人が、被上告人らの一部に対し、上記遺産を構成する土地の一部についての未払賃料及びその遅延損害金の支払を求める事案である。

原判決及び争点

原判決は、遺留分に係る計算の基礎となる上記遺産を構成する土地の一部について、第1審判決における評価額を是正したが、その是正された評価額の遺留分に係る計算への反映に関し、原判決の理由に「食違い」（民訴法312条2項6号）があるか否かが問題となっている。

ガス設備費用請求事件等について

事案の概要

ＬＰガス販売事業者である原告は、住宅販売業者が販売する戸建て住宅にＬＰガスの配管等の設備（以下「本件ガス設備」という。裏面参照）を設置し、その後、上記住宅を購入した被告らとの間でＬＰガスの供給等に関する契約（以下「本件供給契約」という。）を締結した。本件供給契約には、ＬＰガスの供給が開始された日から１０年が経過する前に被告らによる解約等によって本件供給契約が終了した場合、被告らは、**本件ガス設備の設置費用**として、所定の算定式に基づいて算出される金額を原告に支払う旨の条項（以下「**本件条項**」という。）があったが、本件供給契約はいずれも１０年以内に終了した。

本件（６件）は、原告が、被告らに対し、**本件条項**に基づき、本件ガス設備の設置費用等の支払を求める事案である。

これに対し、被告らは、**本件条項**は、消費者契約法（令和４年法律第５９号による改正前のもの。以下同じ。）９条１号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」（以下「**違約金等条項**」という。）に当たる上、原告には同号にいう平均的な損害（以下「**平均的な損害**」という。）はないから、**本件条項**は、その全部が無効になるなどと主張して争っている。

〔参考〕消費者契約法９条（抜粋）

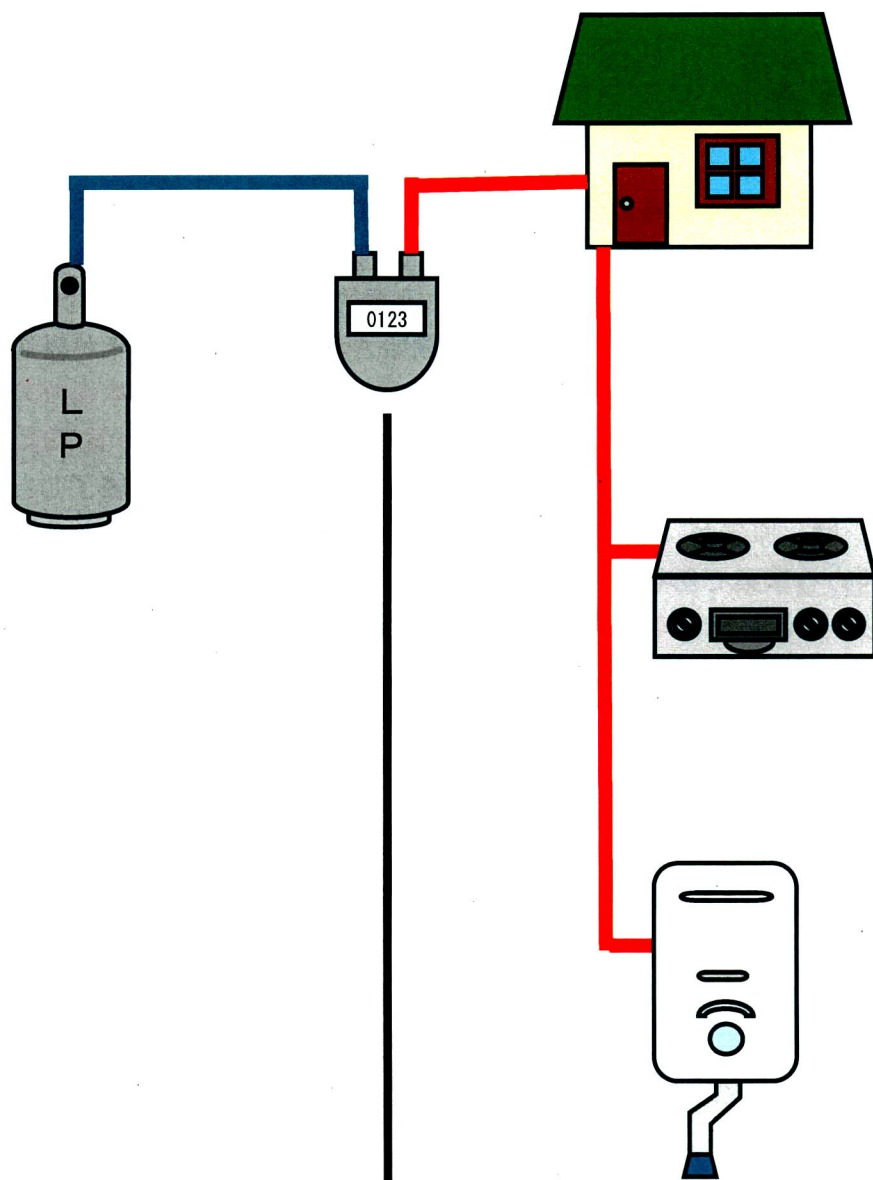
次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、**当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの**当該超える部分

原判決及び争点

◇ 原判決のうち**３件**は、**本件条項**は、本件ガス設備の設置費用の支払についての合意であって、違約金等条項に当たらないなどとして原告の請求を認容した。他方、原判決のうち**３件**は、**本件条項**は違約金等条項に当たり、平均的な損害はないなどとして原告の請求を棄却した。

◇ 本件の主な争点は、**本件条項**の解釈等である。



供給設備

(ガスボンベからガスメーターまでの設備)

消費設備

(ガスメーターから先の配管やその他のLPガスの消費のための設備であり、本件で問題となっている「**本件ガス設備**」とは**消費設備**を指す。)

ガス設備費用請求事件等について

事案の概要

ＬＰガス販売事業者である原告は、住宅販売業者が販売する戸建て住宅（以下「本件住宅」という。）にＬＰガスの配管等の設備（以下「本件ガス設備」という。裏面参照）を設置した。その後、原告は、本件住宅を購入した被告らとの間で、ＬＰガスの供給契約を締結するとともに、同契約が１５年以内に被告らによって解除された場合、原告が、売買予約の完結権を行使し、被告らとの間で本件ガス設備の売買契約を成立させることができることなどを定めた契約（以下「本件契約」という。）を締結したが、上記供給契約はいずれも１５年以内に被告らによって解除された。

本件（２件）は、原告が、被告らに対し、上記予約完結権の行使により売買契約が成立したと主張し、本件ガス設備の売買代金等の支払を求めるなどする事案である。

これに対し、被告らは、本件ガス設備は本件住宅に付合していて、被告らが当初からこれを所有していたから本件売買契約は成立しない上、本件契約中の本件ガス設備の代金額を定める条項（以下「本件条項」という。）は、消費者契約法（令和４年法律第５９号による改正前のもの。以下同じ。）９条１号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」（以下「違約金等条項」という。）に当たり、原告には同号にいう平均的な損害（以下「平均的な損害」という。）はないから、本件条項は、その全部が無効になるなどと主張して争っている。

〔参考〕

民法２４２条

不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を附属させた他人の権利を妨げない。

消費者契約法９条（抜粋）

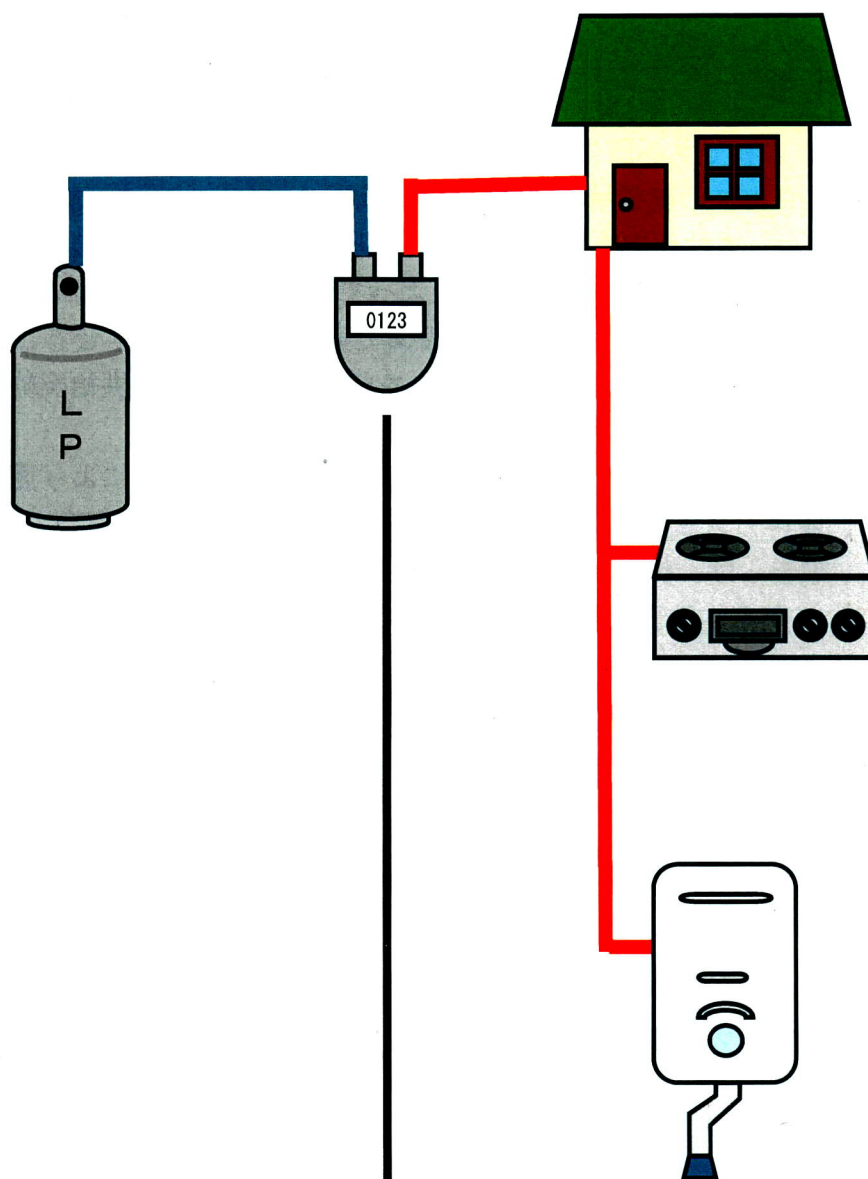
次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの
当該超える部分

原判決及び争点

◇ 原判決はいずれも本件ガス設備が本件住宅に付合したことを否定し、原判決のうち１件は、本件条項は違約金等条項に当たらないなどとして原告の請求を認容した。他方、原判決のうち１件は、本件条項は違約金等条項に当たり、平均的な損害はないなどとして原告の請求を棄却した。

◇ 本件の主な争点は、本件条項の解釈等である。



供給設備

(ガスボンベからガスメーターまでの設備)

消費設備

(ガスメーターから先の配管やその他のLPガスの消費のための設備であり、本件で問題となっている「**本件ガス設備**」とは**消費設備**を指す。)